

- ・ すでに定額部分が上限で計算されている場合（昭和4年4月1日以前の生月者は420月、昭和4年4月2日～昭和9年4月1日生月者は432月）
- ・ 240月みなしで計算されており、最大39月を加えても年金額が変わらない場合
- 私立学校教職員共済と農林漁業団体職員共済組合以外の共済組合の退職年金・退職共済年金の受給者であって、すでに共済の年金で計算の基礎となっている期間

加算対象となる主な勤務先及び身分等

陸軍共済組合	
一般的には、作業庁（造兵廠・兵器補給廠・技術研究所・航空廠・燃料廠・被服廠・糧秣廠等）官衙（陸軍省・陸軍学校・陸軍病院等）内地及び満州各部隊における雇員・工員・傭人等の身分で勤務していた方。	
兵器行政本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸軍造兵廠 東京第一・同第二・相模・名古屋・大阪・小倉・仁川・南満の各造兵廠 ○ 兵器補給廠 東京・長野・名古屋・大阪・小倉・平壤・南満各兵器補給廠 ○ 陸軍技術研究所 第一～第十研究所
航空本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸軍航空廠 立川・各務原・大阪・太刀洗・宇都宮・平壤・屏東・南満各航空廠 ○ 陸軍航空技術研究所 第一～第八研究所 ○ 陸軍航空工廠・航空補給廠・製造所・航空審査本部
燃料本廠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸軍燃料廠 岩国・錦州・四平街・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・四国・福岡・京城各燃料廠 ○ 陸軍燃料技術研究所 ○ その他、獣医資材本廠・被服本廠等
海軍共済組合	
一般的には、現業庁（艦政本部・航空本部・施設本部・技術研究所・軍需部・各廠・工作部・港務部等）海軍省・軍令部・学校・病院等の雇員・傭人・工員等の身分で勤務していた方。	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海軍工廠（呉・多賀城・横須賀・舞鶴・豊川・沼津・広・川棚・佐世保等） ○ 海軍火薬廠、海軍施設部、海軍航空廠、海軍軍需部、海軍水路部等 ○ その他、設営隊・海軍病院・学校等 	
朝鮮総督府逋信官署共済組合	
朝鮮総督府逋信官署において、本局の巡視・電話交換・電報調査・電信電話の試験修理等の雇員、海事出張所・航路標識勤務の雇員、郵便局・電話局等の雇員・傭人の身分で勤務していた方。	

朝鮮総督府交通局共済組合

朝鮮総督府交通局（鉄道局）において、駅・列車区・自動車区・機関区・検車区・旅館・構内食堂等の雇員、建設事務所・鉄道事務所・工場・病院等の雇員、本局現業部門の雇員、傭人などの身分で勤務していた方。

台湾総督府専売局共済組合

台湾総督府専売局において、支局・出張所・工場・試験所の雇員、本局の製脳監督・製脳試験・直営製脳・樟樹保護林作業・煙草試験・自動車運転等の雇員、傭人、戦工などの身分で勤務していた方。

台湾総督府営林共済組合

台湾総督府営林官署において、出張所・派出所・詰所・停車場・工場及び発電所の雇員、自動車運転の雇員、傭人、戦工などの身分で勤務していた方。

台湾総督府交通局逓信共済組合

台湾総督府交通局逓信官署において、逓信部の雇員及び傭人、貯金管理所・郵便局・飛行場・航空試験場・燈台及び海事出張所の雇員などの身分で勤務していた方。

台湾総督府交通局鉄道共済組合

台湾総督府交通局鉄道共済組合において、駅・操車場・車掌所・機関庫・検車所・保線区・通信区・工場・自動車所等に勤務する者、事務所・派出所・詰所及び分所に勤務する者、その他の雇員、傭人等の身分で勤務していた方。

海軍及び陸軍の徴用船に乗船していた場合の取扱い

陸海軍の徴用船の場合、海軍甲船員・海軍乙船員・陸軍甲船員・陸軍乙船員・船舶運営会徴用船員があります。

① 海軍甲船員

海軍と直接雇用関係があり海軍が給与を支給されていましたが、旧海軍共済組合（旧令共済組合）の組合員ではなく、昭和19年4月から昭和20年8月までは船員保険の被保険者であったためご本人に直接、厚生労働省社会・援護局から履歴証明を取り寄せたのち、履歴書を添付して社会保険事務所にて手続きしていただくことになります。

○ 履歴証明の依頼先

厚生労働省社会・援護局 業務課 調査資料室資料3係
〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

○ 依頼方法 ※特に様式はないため手紙で依頼

・ 記載する内容

氏名（旧姓がある場合は旧姓）、生年月日、当時の本籍地、徴用場所、船舶名、乗船期間、職種、航行区域、使用目的（海軍甲船員の期間調査をするため）

・ 添付する書類